

山梨県公報

第千五百二十六号

平成十六年

十一月二十二日

月 曜 日

目 次

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除……………七五五

道路の区域変更……………七五五

道路の供用開始……………七五五

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………七五五

告 示

山梨県告示第五百四十一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十六年山梨県告示第四百七十三号及び第四百七十四号)は、解除する。

平成十六年十一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
南都留郡富士河口湖町大字河口字日影一四四四番の一地先から南都留郡富士河口湖町大字河口字日影一四三九番の一地先まで	旧	七・〇	一〇九・〇
	新	七・七	一〇九・〇
		八・五	
		一三・五	

山梨県告示第五百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川大門線	甲府市高畑三丁目九八九番の一地先から甲府市国母二丁目九八一番の九地先まで	一六〇・〇	平成十六年十一月二十二日

山梨県告示第五百四十四号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 田垂川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市一宮町大字一ノ宮字車居千五百九十二の三番地先から笛吹市一宮町大字一ノ宮字車居千五百九十八の五番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 山梨県知事 山本栄彦

2 住所 甲府市丸の内一丁目六番一号

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六、管理の期間 平成十六年十一月二十二日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用に廃止するときまで